

伊佐市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月28日(火) 午前8時58分から10時25分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

- | | |
|------|-------|
| 1番委員 | 7番委員 |
| 2番委員 | 8番委員 |
| 3番委員 | 9番委員 |
| 4番委員 | 10番委員 |
| 5番委員 | 11番委員 |
| 6番委員 | 12番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員 |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 3番推進委員 | 11番推進委員 |
| 5番推進委員 | 14番推進委員 |
| 6番推進委員 | 15番推進委員 |
| 7番推進委員 | |
| 8番推進委員 | |

4. 欠席委員 (3人)
5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 2番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「別段の面積(下限面積)」の公示廃止について

議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

議案第7号「辞任届」の承認について

議案第8号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第13回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
先日、事務局の異動内示が行われ農業委員会の職員も異動がありましたので、皆様にお配りした追加議案で職員の任免についてご審議いただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。また、総会開会前に事務局長からありましたように、地域計画作成についての研修会を県農業会議から講師を招き総会終了後に行いますのでよろしくお願い申し上げます。
本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と2番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページ農地法による解約が1件、資料2ページから6ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が21件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。16ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計180,228㎡で利用権を設定する者の数は47人、設定を受ける者の数は30人です。土地の詳細については資料7ページから15ページ、番号1番から47番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 HSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字天明1418番2、地目は畑、地積は299㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、16,053㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたしまます。

申請人 IYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 KYさんは、鹿児島市小原町に居住される市外住民で、年齢は51歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字四反田2478番1で、地目は田、地積は905㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、29,004㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたしまます。

申請人 SMさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 KSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字此田1450番1で、地目は田、地積は671㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、19,165㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る3月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたしまます。

申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 MMさんは、鹿児島市谷山中央に居住される市外住民で、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下565番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で1,384㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、48,696㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約700mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る3月27日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたしまます。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字石ヶ丸3411番4で、地目は田、地積は733㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、32,587㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されていまます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証

明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 有限会社Rは、伊佐市大口山野に所在のある農地所有適格法人です。

渡し人 TYさんは、伊佐市大口洲辺に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字荒三郎270番7で、地目は田、地積は1,047㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、596,768㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は事務所から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から6番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番については申請人が同一のため一括で報告をお願いいたします。7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月22日、申請人の父であるYHさんと代理人であるO行政書士の立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いのYTさんで、年齢は38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3551番2で、地目は田、地積は642㎡であります。現況は令和2年12月25日に提出された農地利用目的変更届により畑となっております。農地区分は第1種農地となっており、転用目的は農家住宅であります。不許可の例外の集落接続施設に該当しております。

申請地は、市役所菱刈庁舎から東へ約2.7kmに位置しており、東側は道路を挟んで宅地、北側も同じく道路を挟んで宅地、西側は今回転用申請が出された農業用施設、南側は山林であります。周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。続きまして、整理番号2番について、去る3月22日、申請人の父であるYHさんと代理人であるO行政書士の立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いのYTさんで、年齢は38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3552番で、地目は田、地積は1,848㎡であります。現況は令和2年12月25日に提出された農地利用目的変更届により畑となっております。農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的はロール置場であります。農用地利用計画において指定された用途の施設であります。

申請地は、市役所菱刈庁舎から東へ約2.7kmに位置しており、東側

は道路を挟んで宅地、北側も同じく道路を挟んで宅地、西側は田、南側は山林であります。周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 ここで、しばらく休憩とします。

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。
議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月22日、申請人である Y Tさんの立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦にお住いの Y Tさんで、年齢は68歳です。

譲渡人は、霧島市国分松木町にお住いの Y Iさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第1種農地となっております、転用

目的は農業用倉庫であります。不許可の例外の集落接続施設に該当しません。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1382番3で、地目は田、地積は87㎡です。

所在地は、南永小学校から北西へ約2kmに位置しており、東側は田、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。今回の申請地は、平成31年2月に譲受人のY Tさんが自宅の農家住宅を建設するときに、農業用倉庫も必要ということで現地を宅地造成したということでした。当時申請をすべきでしたが本人が不承知であったということで申請がなされなかったようです。事前着手のため、始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番、3番について、関連がありますので一括での報告をお願いいたします。6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月22日、申請人の父であるKKさんの立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口元町にお住いのKSさんで、年齢は29歳です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水にお住いの HSさんで、年齢は93歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は、伊佐市大口平出水字天明1423番で、地目は畑、地積は719㎡であります。

所在地は、平出水いなほ館から北東へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側は宅地、南側は畑、北側は山林であり、周囲に与える影響はないかと思われます。一般住宅は概ね500㎡であります。719㎡のうち北側230㎡は2段の土手となっているため宅地として使用できず489㎡を宅地として使用予定となっております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、一般住宅の許容範囲を超えている理由書等が添付されております。

続きまして、整理番号3番について、去る3月22日、申請人の父である KKさんの立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口元町にお住いの KSさんで、年齢は29歳です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水にお住いの KKさんで、年齢は57歳です。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅用通路であります。

申請地は、伊佐市大口平出水字天明1421番1で、地目は畑、地積は41㎡であります。

所在地は、平出水いなほ館から北東へ約200mに位置しており、東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われます。住宅建築に伴い進入路がないため申請地を通路として利用するものであります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る3月22日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿に所在のあるTで宗教法人です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住いのTYさんで年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字山ノ口72番6で、地目は畑、地積は58㎡です。

本申請は、所有権移転贈与のうちの寄付で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。

所在地は、大口地方卸売市場から南西へ約800mに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る3月22日、申請人のP株式会社 営業統括部長 TTさんの立会いのもと、6番推進委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私10番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区岩本町に所在のあるP株式会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住いのETさんで年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字池ノ山1023番219で、地目は畑、地積は773㎡です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。この施設は隣接地との一体事業であり、総出力は440kWであります。

所在地は、北薩ヘリポートグラウンドから北へ約60mに位置しており、東側は道路、西側は道路、南側は県道、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

事務局 議案第5号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」の公示廃止について事務局の説明を求めます

事務局 議案第5号「別段の面積（下限面積）」の公示廃止について、事務局からご説明いたします。27ページをお開きください。

令和5年4月1日付けの法改正により、農地法第3条第2項第5項で定める下限面積要件が廃止されることに伴いまして、農地法施行規則第17条第1項及び第2項の各号に基づき伊佐市農業委員会において定める次の別段面積（下限面積）についても、令和5年3月31日付けで公示を廃止することとします。以上で説明を終わります。

事務局 只今の案件につきまして補足説明をさせていただきます。3月15日号の広報紙にも下限面積廃止について掲載し、市民の皆様へ周知をさせていただきました。ただし、3条の取得要件につきましては、下限面積要件は廃止になりますが、他の要件につきましては従来通りでありますので、事務局においても申請受付時に審査をしながら、また、現地調査を行う場合もその観点で調査をしていただければと思います。

議長 只今説明がございましたが、別段の面積（下限面積）の公示の廃止について、委員の皆さんからご意見、質問はございませんか。

12番 農業委員 下限面積の廃止については、国の方針により決定したと思われま。色々な目的もあろうかと思いますが、下限面積の廃止となった理由についてお示しく。ださい。

事務局 農業の後継者不足や農地の保全や農業の多様性とかの情勢の変化により、今回の改正となったようです。

議長 他にご意見ご質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第5号「別段の面積（下限面積）」の公示廃止について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。議案第5号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」の公示の廃止については決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 只今から、追加議案について審議いたします。議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正につて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について説明いたします。お手元に配布しました資料をご覧ください。農業委員会等に関する法律が令和5年4月1日付けで改正になることに伴いまして、平成28年8月30日付けで農業委員会において策定していた指針につきまして、法改正の内容に合わせて修正するものです。内容につきましては、主に地域計画に関する項目を付け加えたところと、数値目標は現状に合わせて見直しております。

議 長 委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって、議案第6号農業委員会が定める「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正については決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号「辞任届」の承認について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「辞任届」の承認について説明いたします。令和5年3月17日付けで農地利用最適化推進委員の12番推進委員より辞任届が提出されました。理由につきましては、「一身上の都合により3月28日をもって農地利用最適化推進委員を辞退したいのでご承認願います。」と書かれております。農業委員等に関する法律第23条の規定により、農業委員会会の同意を得て、推進委員を辞任することができるかとあります。

委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議長 委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第7号「辞任届」の承認について、事務局の説明に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって、議案第7号「辞任届」の承認については承認されました。

————— 議案第8号 —————

議長 議案第8号「職員の任免について」議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「職員の任免について」ご説明いたします。令和5年4月1日付け人事異動につきまして、3月20日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。資料の最後のページになります。

これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動になっております。

条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。

それでは発表いたします。

まず、転出につきまして、T農地振興係長が地域総務課へ異動です。I農地振興係事務主査が農政課へ異動です。

続きまして転入職員につきまして、地振興係長に建設課のKTさんが、また、地振興係に企画政策課のHHさんが転入になります。異動は以上です。

議長 委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第8号「職員の任免について」、事務局の説明のとおり賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって、議案第8号「職員の任免について」は承認されました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。3月の月例報告をいたします。6日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありましたが議案が無かったため出席しておりません。22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第13回農業委員会総会と総会終了後に地域計画の研修会を計画しております。

4月の行事予定ですが、10日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして事務局が出席します。21日が現地調査です。28日が第1回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局 以上で、令和4年度第13回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。

一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前 10 時 25 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 2 番